

議案第60号

高幡広域市町村圏事務組合理約の一部変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、高幡広域市町村圏事務組合理約の一部変更に伴う財産処分を関係市町との協議のうえ定めることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年9月5日 提出

四万十町長 中尾 博憲

1. 財産処分の方法

高幡広域市町村圏事務組合の構成団体である須崎市、四万十町、中土佐町、梶原町、津野町との協議により、中土佐町へ無償譲渡する。

2. 譲渡する財産

(1) 建 物

名 称	大野見青年の家（炊飯棟を含む）
住 所	高知県高岡郡中土佐町大野見吉野232番地
建 築 構 造	本 館 鉄筋コンクリート3階建 炊飯棟 木造平屋建
延 床 面 積	本 館 1328.4㎡ 炊飯棟 103.0㎡
建 築 年 月 日	本 館 昭和49年3月30日 炊飯棟 平成 4年6月15日

(2) 物 品

業務用冷蔵庫 1台

3. 譲渡する日 平成31年4月1日